

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.4.17	情報誌「poroco」を活用した「いいいい街 住まいに金メダル」プロジェクトの記事広告掲載等業務	株式会社えんれいしや	3,564,000	R6.4.5	R6.4.5 ~ R7.3.31	本業務において情報発信媒体として指定した「poroco」は、株式会社えんれいしやが発行する情報誌であり、中心読者層が札幌に居住する25～49歳の女性であり、北海道内で発行されているタウン誌の中で女性読者の割合が86%と最も高く、かつ、読者のうち78%が札幌在住(90%が札幌近郊在住)である。シビックプライドの醸成にあたっては、札幌の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年～中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNS等を通じた情報の拡散も期待できることから、porocoが最も効果的に啓発できる情報誌である。porocoへの広告の掲載が可能なのは、porocoの発行主体である株式会社えんれいしやに限られることから、業務履行が可能な団体(事業者)は左記選定業者以外にはないことから、契約の相手方を同者に特定することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R6.5.1	イベント冊子配布業務	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	2,059,492	R6.4.22	R6.4.22 ~ R7.4.30	障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者を契約の相手方とする (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R6.5.1	札幌市東京事務所複合機保守委託業務	富士フイルムビジネスインノベーションジャパン株式会社	1,232,616	R6.3.29	R6.4.1 ~ R7.3.31	富士フイルムビジネスインノベーションジャパン株式会社製の複合機の保守については、メーカーのサービスセンターのみの対応となっており、他の業者は本業務を履行することができないため、競争入札に適さないものと判断されることから、左記業者を見積参加者として特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 東京事務所 03-3216-5090
R6.4.17	個人番号カード等の券面記載事項変更用システム保守業務	株式会社ジェイエスキューブ	2,534,400	R6.3.28	R6.4.1 ~ R7.3.31	本市では、(株)ジェイエスキューブ製の「I-1e型・本人確認書類裏書印字システム PASiD Cube (パシッドキューブ)」を導入しており、個人番号カード等の券面に変更事項を記載するために使用している。 本業務は、ジェイエスキューブ製の券面記載事項変更システムの保守サービスを受けるものであり、当該業務を行うことができるのは製造元の左記事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 住民情報課 011-211-2296
R6.4.24	札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務(令和6年度上期)	札幌総合情報センター株式会社	92,103,000	R6.4.5	R6.4.5 ~ R6.9.30	本業務は、イントラネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的にDXを推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットを始めとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等、本市のデジタル環境を熟知し、効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は札幌市イントラネット運用保守業務を受注しているほか、インターネット接続及び公式HP等、モバイルワーク環境、集中ファイルサーバ、エクストラネット、地理情報システムなどの本市デジタル環境の基盤となるネットワークおよびシステムの運用保守業務を複数受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者によってこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム調整課 011-826-6479
R6.5.15	基幹系-基盤保守業務	ピースミール・テクノロジー株式会社	77,946,000	R6.3.22	R6.4.1 ~ R7.3.31	本業務では、基幹系情報システム(以下、「当該システム」という。)のシステム基盤の保守を実施する。 このシステム基盤の根幹となる基盤フレームワークは、当該システムの構築にあたり、国立研究開発法人産業技術総合研究所が独自開発したフレームワークを本市向けに変更したものである。導入後の維持管理については、知的財産権の流出を防ぐことを目的として、ピースミール・テクノロジー株式会社(以下、「当該事業者」という。)が、一貫して実施している。 その内容・構成等に関する知識、保守に係るノウハウはオープン化されておらず、当該事業者のみが有しているため、本業務を実施可能な事業者は当該事業者以外にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R6.4.24	基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾	札幌総合情報センター株式会社	19,003,190,834	R6.4.1	R6.4.1 ~ R26.3.31	本市における基幹系情報システムは、当該事業者との間で締結された基幹系情報システムソフトウェアの利用許諾(平成22年4月13日締結)及び基幹系情報システムソフトウェアの利用許諾その2(平成26年5月30日締結)(以下、「現行契約」という。)に基づき、毎月定められた利用料を支払うことによりソフトウェアの提供を受けているところである。 当該ソフトウェアの著作権は当該事業者が有しており、本市が引き続き標準仕様にて準拠した基幹系情報システムソフトウェアの提供を受けるための利用許諾契約締結の相手方は当該事業者以外にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R6.5.8	税収納管理システム改修業務(電子納税に係る処理等改善対応)	札幌総合情報センター株式会社	62,146,700	R6.4.19	R6.4.19 ~ R7.2.28	本業務は、基幹系システムの一部である税収納管理システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社(以下、「SNET」という)は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化(以下、「標準化」という。)に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して基幹系システムの改修を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難なことといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.5.8	住民税システム改修業務(税制改正対応等)	札幌総合情報センター株式会社	138,927,800	R6.4.19	R6.4.19 ~ R7.2.28	本業務は、基幹システムの一部である住民税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社(以下、「SNET」という)は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化(以下、「標準化」という。)に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。 標準化と並行して基幹システムの改修を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行う必要がある。また、標準化機書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R6.5.15	固定資産税システム改修業務(土地概要調査データ項目追加対応)	札幌総合情報センター株式会社	2,552,000	R6.4.22	R6.4.22 ~ R6.6.28	本業務は、基幹システムの一部である固定資産税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社(以下、「SNET」という)は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化(以下、「標準化」という。)に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹システムの改修を実施している。 標準化は、標準仕様書が随時改定される中、効率的な作業計画を立案し、国から示された期限までの対応が必要な事業である。そのため、標準化と並行して基幹システムの改修を実施する場合、変更された設計内容を標準化対応で改修中の設計書にマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行い、計画の見直しが発生しないようSNETによる一体的なマネジメントの下で実施する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となり、SNETが計画している改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなるなど、標準化計画全体の進捗に著しい支障が生じるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として、随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R6.5.8	財務会計システム改修業務(行政評価事業調査及び予算要求画面)	富士通 J a p a n 株式会社	6,875,000	R6.4.30	R6.4.30 ~ R6.9.30	財務会計システム(以下「本システム」という。)は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることとなり本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者を以て、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R6.4.17	解析システム運用保守業務	日本データサービス株式会社	1,441,000	R6.3.25	R6.4.1 ~ R7.3.31	当該システムは日本データサービス株式会社(以下、「同業者」という。)が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを積極的に同業他社に開示するものではない。 したがって、他社が受託した場合、現行システムの構成、処理フロー等をゼロから解析する必要があるとともに、障害が発生した際の原因の切り分け、復旧作業に多大な時間を要するものと考えられ、同業者に比べ委託費が高額になることは明白である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R6.5.15	自動車重量税印紙購入	株式会社フリク企画サービス	1,995,000	R6.4.5	R6.4.5 ~ R6.4.19	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R6.5.1	固定資産税地理情報システム市有地評価替え機能に係るシステム保守業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	1,973,400	R6.4.17	R6.4.17 ~ R7.3.31	本機能は株式会社日立ソリューションズが開発したGISソフトウェアに同社が本市に合わせて追加搭載したものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R6.5.15	アイヌ文化体験コーナー運営業務	札幌アイヌ協会	8,619,330	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	本業務は、アイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫りなどを札幌市アイヌ文化交流センター(以下「センター」という。)に実証した市民等に気軽に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。 また、本業務はセンター開館日常設となることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を雇用できる運営体制のほか、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和4年度において本業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.5.8	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 自然素材育成業務	札幌アイヌ協会	2,269,850	R6.4.24	R6.4.24 ~ R6.12.31	本業務は、市有地において、アイヌ文化活動を行う際に必要となる自然素材の栽培育成管理等を実施するものである。 業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌの伝統的な自然素材とその育成について専門的な知識・技術・経験等を有し、植栽・除草・収穫等の維持管理を適宜継続実施できることが必要である。 これらの条件を満たす適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和5年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.5.8	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 体験交流業務	札幌アイヌ協会	1,921,700	R6.4.24	R6.4.24 ~ R6.12.31	本業務は、市民を対象とした体験交流(調理体験、民具づくり、子ども遊び)を企画・実施するものである(それぞれ全2~4回の実施。延べ150名の参加を想定。) 業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌの伝統文化について専門的な知識・技術・経験等を有し、講座を企画し実施できることが必要である。 これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和5年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R6.4.17	令和6年度カーリング普及促進業務	(一社)札幌カーリング協会	4,356,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.4.24	令和6年度カーリング普及促進業務	(一社)札幌カーリング協会	4,356,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.4.24	運動部活動アスリート派遣	一般社団法人A-bank北海道	16,388,000	R6.4.4	R6.4.4 ~ R7.3.31	本業務は、中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、30部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当該業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.4.24	厚別公園競技場主幹競技場保全業務	長谷川体育施設株式会社	246,400,000	R6.4.11	R6.4.11 ~ R7.3.31	日本陸連が定める「陸上競技場公認に関する細則」において、「舗装を一部改修するときは、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定している。 よって、第3種公認競技場の継続には、既存の舗装材を調達し、かつ、当該舗装材を用いた舗装技術を有している左記業者のみが施工可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.4.24	厚別公園競技場補助競技場保全業務	日本体育施設株式会社	128,480,000	R6.4.11	R6.4.11 ~ R7.3.31	日本陸連が定める「陸上競技場公認に関する細則」において、「舗装を一部改修するときは、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定している。 よって、第3種公認競技場の継続には、既存の舗装材を調達し、かつ、当該舗装材を用いた舗装技術を有している左記業者のみが施工可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.5.8	モエレ沼公園デザイン監修業務	一般社団法人 モエレ支援機構	1,727,000	R6.4.19	R6.4.19 ~ R7.3.31	本業務は、モエレ沼公園の野球場大規模改修工事及び設計にあたり、財団の同意を得る必要があるデザインに影響を及ぼす変更について、イサム・ノグチの芸術的遺産として維持していくために、監修を受けるものである。 モエレ沼公園の造成時に札幌市と米国のイサム・ノグチ財団(以下「財団」という)の間で締結した契約に基づき、施設的位置、素材、色、形状などデザインに影響を及ぼす変更に関して財団から文書による同意を得ることとなっているが、当該団体は、財団からこの同意の権限について委任されており、本業務に必要な条件を満たす唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.5.8	市民運動広場調査解析・施工管理業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	20,240,000	R6.4.22	R6.4.22 ~ R7.3.28	令和3年度、令和4年度の業務では、その将来予測の妥当性を評価するため、地下水観測を継続的に実施し、令和5年度業務では、造成工事を開始したことによる地下水への影響観測を実施した。 令和6年度においても、これまでに引き続き令和2年度業務の解析条件及び予測結果の妥当性を評価するものである。そのため、本業務の履行者は、令和2年度業務の解析条件等を正確かつ詳細に把握し、地下水観測方法の継続性を確実に担保することが求められる。 パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社は、令和2年度から令和5年度業務の履行者であり、解析条件及び調査方法を熟知している。そのため、当法人が本業務を行った場合、前提条件整理等の時間を大幅に短縮できるため、経費の削減が図られること、また、観測の継続性が担保されるため、履行品質の確保が図られることから、競争に付すよりも有利である。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約(特定)により調達することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.4.17	令和6年度敬老ICカード及び福祉乗車証等の利用に伴うICカード共通利用センターシステム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	22,616,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>敬老優待乗車証制度及び障がい者交通費助成制度(以下「両制度」という。)では、SAPICA共通利用センター内のICカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のICカードに関する情報連携及び管理等を行っている。</p> <p>本業務では、両制度のICカードに係るサービス及び記名SAPICAの利用に係るサービスを提供するため、SAPICA共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所有のICカード情報の連携及び管理に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行う。</p> <p>このことから、本業務の実施は、上記のシステムを所有し、SAPICA共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者のみが可能となる。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R6.4.17	札幌シニア大学運営業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	5,951,814	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実態について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、老人クラブに対する研修会や地域活動の実施など、日頃から育成指導や連絡調整を行うなどこの役割を果たしている。</p> <p>また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを有するとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当該大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。</p> <p>上記の理由から、当該業務を確実に実施できる者は当該法人において他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R6.5.15	札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務	グラフィック・アーキテクト株式会社	58,299,745	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>本件業務は、令和6年度に開発する高齢者向け健康ポイントアプリ等の開発におけるプロジェクト管理全般を行うものである。</p> <p>本プロジェクトでは、札幌市の基幹系ネットワーク、イントラネット、外部ネットワークにある3つのシステムについて、それぞれ異なるベンダーが開発・改修を行い、全体で連携して稼働するシステム群を整備する。</p> <p>履行に当たっては、本市の情報セキュリティに支障が生じないよう、セキュリティに関する制約等を遵守しながらプロジェクトを管理していくことが求められるため、機密事項である本市のネットワーク構成やセキュリティ上の制約を熟知している必要がある。加えて、本プロジェクトは複数のシステムの連携が生じる等、大規模かつ複雑なものであることから、本業務に対する理解はもちろん、プロジェクト管理の分野に関する十分なノウハウが必要不可欠である。</p> <p>当該事業者は、本市の「情報政策技術支援業務(総合評価型一般競争入札)」を受託し、本市が行う情報システムの新規開発、改修等の案件等に対して技術的、専門的な観点から助言等を行ってきた実績があることから、本市のネットワークの構成及びセキュリティ上の制約等に精通している数少ない事業者である。</p> <p>また、当該事業者は本市の「財務会計システム再構築に係る支援業務」、「文書管理システム再構築に係る調達支援業務」等、自治体のプロジェクト管理の分野で豊富な履行実績を有している。さらに、「札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等の要件定義業務(企画提案型入札)」の履行実績もあることから当該アプリの要件分析についても深い理解がある。</p> <p>以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能と見込まれる事業者は、左記事業者をもって他にない。</p> <p>ついでに、競争入札に適さないことから、当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 高齢福祉課 011-211-2674
R6.5.15	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,000,300	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネーターに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報適切に管理することが求められる。</p> <p>本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネーターに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報適切に管理することが求められる。社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動の普及啓発や研修、ボランティア相談や登録、コーディネートなど、札幌市のボランティア活動の拠点としての役割を担い、ボランティア登録者や活動先の情報管理など、本事業の業務に精通している。</p> <p>また、当該法人は、施設福祉事業を検討する施設福祉部会の設置や札幌市老人福祉施設協議会の事務局を担い、社会福祉事業施設に共通する諸問題についての調査・研究、情報提供や市内の老人福祉施設相互間及び関係行政機関等と密に連絡調整を行っており、介護サポーターの受入施設である介護保険施設等とも繋がりを有し、円滑に連絡調整を行うことが可能である。</p> <p>上記の理由から、年間を通じて、確実に安定して事業を遂行できる団体は当該法人において他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R6.4.10	令和6年度介護保険要介護(要支援)認定に係る認定調査業務	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	605,220,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査は、介護保険法第24条の2第1項により、都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人(以下、「事務受託法人」。)に委託することができ、札幌市圏域をサービス提供地域としている事務受託法人は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下、「社協」。)、一般社団法人北海道介護支援専門員協会(以下、「支援専門員協会」。)、日本ビジネスデータプロセッシングセンター(以下、「日本データー」。)の3箇所、いずれも事業所は札幌市内にあり、調査員数はそれぞれ、社協が155人、支援専門員協会は20人、日本データーは1人である。</p> <p>なお、支援専門員協会は、濃甚災害時のみに指定市町村事務の委託契約を取り交わすこととされているので、本業務を委託することはできない。</p> <p>以上から、令和6年度委託予定件数約85,000件を公平均一に一括して調査できるだけの調査体制を保有しているのは、認定調査専門の調査センターを市内8ヵ所に設置し、公平・中立かつ円滑な認定調査に努めている社協のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) 保健福祉部介護保険課 011-211-2547

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 4. 24	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	8,085,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>当事業は中途失明者が抱えている不安の解消と今後の生活の方途を見出すため、必要な助言・指導及び自立生活に必要な基礎的訓練を早期に行うことで中途失明者の社会適応を図ることを目的として行うものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること 2 訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていることがあげられる。 <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自身が主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害者生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科視覚障害者生活訓練専門職員養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせて安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。</p> <p>以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1、2を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者との特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい者更生相談所 011-631-6747
R6. 4. 24	点字即時情報ネットワーク事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	1,596,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>当事業は、点字によらなければならない視覚障がい者の方に対して、新聞等の最新情報を点訳して提供し、社会参加の促進及び福祉の向上を図るものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること 2 校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること 3 発行された点字情報の問い合わせ等について迅速な対応が可能であること <p>があげられる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自身が主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>また、当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を持ち、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークを有している。</p> <p>以上から、本事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1～3を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい者更生相談所 011-631-6747
R6. 4. 24	聴覚障害者向け映像資料制作事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	8,160,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において提供する市政情報や地域に根ざした情報、聴覚障がい者の活動等に字幕、手話を付加した映像資料を制作するものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること 2 映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること 3 ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できること <p>があげられる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自身が主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また、当事業は平成17年度から当該事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。</p> <p>当該事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい者更生相談所 011-631-6747
R6. 4. 24	聴覚障害者向け映像資料貸出事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	3,940,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に資する字幕・手話を付加した映像資料の貸出、情報機器紹介及びパソコンの操作方法等の指導等の業務を行うものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること 2 安心して相談できるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であること <p>があげられる。</p> <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自身が主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者や障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。</p> <p>当該事業者のほかに上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい者更生相談所 011-631-6747

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 4. 24	札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,342,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>当事業は、本市の聴覚障がい者への地域生活支援(生活訓練等)として、育児やコミュニケーションなど社会生活上に必要なことを学び、聴覚障がい者の自立更生、社会参加、福祉の向上を図ることを目的として実施されるものである。</p> <p>当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること 3 聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できること <p>があげられる。</p> <p>当事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また当事業は昭和48年度から当事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、事業開催にあたっては、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができています。</p> <p>当事業者のほか上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とした。(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保) 障がい者更生相談所 011-631-6747
R6. 4. 24	札幌市聴能言語訓練	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,330,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>当事業は、聴覚障がい者が隔りやすいコミュニケーション手段の不足を補い、自立更生、社会への適応を高めることを目的として、残存聴力の活用や手話等の聴覚以外のことばの習得訓練等を行うものである。</p> <p>本事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること 2 聴覚障がい者が安心して訓練できるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の訓練による習得状況が判断できること <p>があげられる。</p> <p>当事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。</p> <p>また当事業は昭和62年度から当事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。</p> <p>当事業者のほか上記1～3の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当事業者のみと認められる。以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とした。(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保) 障がい者更生相談所 011-631-6747
R6. 4. 24	被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業	社会福祉法人えぼっく	4,732,200	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>本業務は、長期間、虐待を受けていたことが原因で心身ともに重篤な影響を受け、精神疾患等の障がいを持つに至った障がい者(以下「被虐待障がい者」という。)が、長期間の施設入所又は入院による生活を経たずに地域生活を行うにあたり、法令等で定められた障害福祉サービスの給付のほか、見守り等の支援を通じて、被虐待障がい者の状態を把握しつつ、地域生活を円滑に送るための必要かつ効果的な支援策を検討することを目的として実施するものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、重度の知的・精神障がい者に対する相談支援や日常生活に対する支援の経験を有し、重度の被虐待障がい者と密に信頼関係を構築することが必要不可欠である。</p> <p>左記事業者は、誰もが個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とした様々な社会福祉事業を実施しているとともに、これまでも調査対象者に対する支援を行っており、強い信頼関係を構築している。また、支援の継続性が確保されることにより、調査研究の更なる進展が期待される。</p> <p>これらのことから、本業務において求められる支援を安定して実施することができる事業者が他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)</p>	保) 精神保健福祉センター 011-622-5190
R6. 4. 24	札幌市特定健診・特定保健指導システム 第4期特定健診・特定保健指導対応(令和6年度)業務	株式会社HBA	7,395,300	R6. 4. 15	R6. 4. 15 ~ R7. 3. 31	<p>特定健診・特定保健指導システム(以下「本システム」という。)は、特定健診・特定保健指導及び後期高齢者健診事業に係る事務処理を行うためのシステムである。</p> <p>本システムは、株式会社両備システムズ製の「健康かるて」に、本市独自のカスタマイズを加えて運用している。</p> <p>令和6年4月より開始される第4期特定健診・特定保健指導(以下「新制度」という。)に対応するため、本システムのパッケージバージョンアップ及び本市独自カスタマイズ機能のうち、令和5年度内に対応が必要となる、北海道国民健康保険団体連合会のデータ取込に係る改修(以下「先行業務」という。)を既に実施したところである。</p> <p>今後は令和6年6月及び令和7年2月のリリース(リリース時期は分かれるが一連の業務である)に向けて、本市独自カスタマイズ機能を更に改修する必要がある。</p> <p>当業務を期限内に円滑に実施するにあたっては、本市独自カスタマイズ機能について熟知している事業者を選定することが不可欠であり、本市独自カスタマイズ機能の開発及び本システム導入以降の運用保守業務を受託し、また、先行業務を履行した株式会社HBAを選定することとする。</p> <p>(地方自治法施行令167条の2第1項第6号)</p>	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.4.24	国民健康保険市町村標準事務処理システム等運用方法検討業務	株式会社日立製作所	47,125,100	R6.4.15	R6.4.15 ~ R6.8.30	本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本業務は、移行のための事前作業として、左記事業者が国民健康保険中央会に提供している市町村事務処理標準システムと、国保系の収滞納機能を一体としたベンダのパッケージ(以下、「標準システム等」という。)について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、その機能を確認したうえで、運用方法の検討及び確定をするものである。 国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。一方で「国民健康保険」業務については、標準システム等が唯一の本市への対応が見込める標準準拠システムとして提供が予定されている。 この際、現行国保システム等から標準システム等への移行にあたって、標準システムの仕様を詳細に把握したうえで、業務主管課が「国民健康保険」業務の運用方法を具体的に検討し、確定させる必要がある。この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準システム等の開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している左記事業者のみである。また、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和5年度に行ったRFIにおいて、左記事業者のみが国民健康保険業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。 以上の理由から、左記事業者に本業務を委託する。 なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6.4.24	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(集団方式)、札幌市後期高齢者健康診査業務(集団方式)(単備契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	123,458,430	R6.4.18	R6.5.1 ~ R7.3.31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びびすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)を相手方として指名することによって決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6.4.17	令和6(2024)年度札幌市歯周疾患検診(単備契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	23,535,060	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本検診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル2015」(厚生労働省)に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本検診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本検診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3516
R6.4.17	令和6年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業	一般社団法人札幌歯科医師会	3,542,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3516
R6.4.17	令和6年度保育所幼稚園等フッ化物洗口支援業務	一般社団法人札幌歯科医師会	1,986,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	フッ化物洗口は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防策として最も効果的であり、この期間のなかでも、開始時期が早いほど、う蝕予防効果は高くなることが示されている。そのため、本事業は、う蝕予防効果が最も高い時期である幼稚園や保育園等の園児に対してフッ化物洗口を安全かつ効果的に実施できるように支援することで、う蝕予防の一次予防および歯と口腔の健康づくりの意識の醸成を目的としている。この事業の円滑な実施には、継続的に歯と口腔の管理を行っており、フッ化物洗口に精通している園医(嘱託歯科医師)等の人材と厚生労働省から通知された「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について」をふまえ、フッ化物洗口マニュアル(2022年度版)に基づき、支援方法を標準化できる仕組みが必要である。一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、園医(嘱託歯科医師)も多く在籍するほかフッ化物洗口に精通している歯科医師も多く在籍している。そのため本業務を確実に履行できる人材の確保に最適である。さらにフッ化物洗口に関する会員への講習等を実施し、資質向上に努めていることから支援方法の標準化ができ、安全かつ効果的にフッ化物洗口の支援が可能な唯一の団体の標準化ができ、安全かつ効果的にフッ化物洗口の支援が可能な唯一の事業者であることが想定される。 以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3516
R6.4.24	令和6(2024)年度札幌市歯周疾患検診(単備契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	23,535,060	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本検診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル2015」(厚生労働省)に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本検診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本検診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3516
R6.4.24	令和6年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業	一般社団法人札幌歯科医師会	3,542,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3516

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 4. 24	令和6年度保育所幼稚園等フッ化物洗口支援業務	一般社団法人札幌歯科医師会	1,986,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	フッ化物洗口は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も効果的であり、この期間のなかでも、開始時期が早いほど、う蝕予防効果は高くなることが示されている。そのため、本事業は、う蝕予防効果が最も高い時期である幼稚園や保育園等の園児に対してフッ化物洗口を安全かつ効果的に実施できるように支援することで、う蝕予防の一次予防および歯と口腔の健康づくりの意識の醸成を目的としている。この事業の円滑な実施には、継続的に歯と口腔の管理を行っており、フッ化物洗口に精通している園医(嘱託歯科医師)等の人材と厚生労働省から通知された「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について」をふまえ、フッ化物洗口マニュアル(2022年度版)に基づき、支援方法を標準化できる仕組みが必要である。一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、園医(嘱託歯科医師)も多く在籍するほかフッ化物洗口に精通している歯科医師も多く在籍している。そのため本業務を確実に履行できる人材の確保に最適である。さらにフッ化物洗口に関する会員への講習等を実施し、資質向上に努めていることから支援方法の標準化ができ、安全かつ効果的にフッ化物洗口の支援が可能な唯一の団体であることが想定される。 以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3516
R6. 5. 1	札幌市里塚斎場火葬炉修繕業務	富士建設工業株式会社	79,200,000	R6. 4. 19	R6. 4. 19 ~ R7. 3. 28	本施設の火葬炉設備は、当該業者が独自に開発したものであり、設備機器の部品交換及び分解整備を行うには、当該設備に関する専門的な知識や技術を必要とするため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保) ウェル、里塚斎場 011-883-1561
R6. 5. 8	里塚斎場耐火台車収集運搬処理業務	株式会社東部清掃	1,386,000	R6. 4. 24	R6. 4. 24 ~ R6. 12. 27	令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「産業廃棄物処理業」に登録されており、かつ札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿において、中間処理品目に金属くず、陶磁器の破砕が含まれる3社(株)アイランドエム、(株)東部清掃、北海道アオキ化学(株)に耐火台車の処理が可能であるか確認したところ、(株)東部清掃以外は対応できない旨回答があったため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェル、里塚斎場 011-883-1561
R6. 4. 10	令和6年度札幌市火葬場予約システム運用保守業務	都築電気株式会社	3,814,800	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	札幌市火葬場予約システムは、令和5年度に都築電気株式会社及びその再委託先の株式会社フエーが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズして構築したシステムである。そのため、システムのパッケージ製品部分の著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムの構造や機能等を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 以上のことから、本業務を履行可能な者を上記選定事業者以外にいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 施設管理課 011-211-3518
R6. 4. 17	令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種の電話問い合わせに係る労働者派遣(単備契約)	リンケージサービス株式会社	14,074,264	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	新年度はワクチン接種について令和6年3月31日を終了する旨、「令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンの接種について」(令和5年11月22日付け厚生労働省事務連絡)で示されており、令和6年4月以降も医療機関からの費用請求やワクチンの処分、駆け込み接種の事後処理等に関する専門的な問い合わせの入電継続が想定されます。 また、令和6年度からは接種費用を有料とした定期接種となり、秋冬に接種を実施することが国から示されており、公費接種(無料)から定期接種(有料)へ移行することによる制度、費用負担などの様々な問合せや、接種時期には接種実施医療機関に関する問い合わせなど、市民から多数の問い合わせが入ることが想定されています。 そのため、令和6年度も引き続き、医療機関と市民両方の問い合わせに対応する体制を維持していく必要がありますが、これまで市民からの様々な問い合わせに対応していた、問い合わせセンターの運営については、令和6年度から、補助対象外であることが昨年12月に確認されたため、令和5年度末で閉鎖し、令和6年度からは、ワクチン接種担当部を問合せ先として、医療機関と市民からの多数の問い合わせに対応させるを得ない状況となります。 ワクチン接種業務に関する医療機関や市民からの様々な問い合わせに対応するためには、制度が複雑化したワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解したうえで、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠です。 そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、医療機関や市民に対して不要な混乱をまねき、不利益を与えることが想定されます。 そのため、令和6年4月以降については、ワクチン接種担当部に対し医療機関のほか、市民からの多数の問い合わせが急増することが想定されるため、事業運用開始時からの経緯等を熟知し、部内業務と連携して、問い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を4月1日から派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。 これに加えて、このような人材を4月1日から派遣するためには、人材確保、事前研修等の準備期間として、最低でも2か月以上は要することから、一般競争入札の実施は困難な状況となります。 現在派遣契約を締結しているリンケージサービス株式会社は、ワクチン接種業務及び部内業務について十分熟知し連携した対応が可能な職員を有しており、蓄積された多岐にわたる知識、情報を用いてワンストップで電話問い合わせに対応することが可能であり、4月1日からも当該職員を継続して派遣することが可能なため、引き続き質の高い円滑な業務が遂行できるものであります。 そのため、令和6年4月以降も新型コロナウイルスワクチンの電話対応を行うオペレーターを派遣することが可能な唯一の業者であるリンケージサービス株式会社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所感染症総合対策課 011-211-8189
R6. 4. 17	札幌市結核接触者健康診断事業(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	8,458,191	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員(医療機関)を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。 また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.4.17	結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	12,288,192	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。</p> <p>公益財団法人北海道結核予防会は、結核住民健診業務について、上記健診との一體的な実施に対応できる唯一の法人である。また、令和6年度においても引き続き札幌市の住民集団健康診査を受託する予定であり、健診会場における結核住民健診業務を効率的かつ確実に実施するために、当該法人を選定することが適当である。</p> <p>それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。</p> <p>なお、当該機関は従前から継続して本業務を受託し、確実に履行していることから、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6.4.17	結核住民健診業務(単価契約)	公益財団法人北海道対がん協会	11,997,888	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>公益財団法人 北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、健診の専門機関であることから、健診に必要な不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されている。</p> <p>本市における結核住民健診は、肺がん検診等と一体的に実施することで内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。本市のような大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限らず巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。</p> <p>企業の職場健診など限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の集団健診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会において存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括健診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。</p> <p>また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実に円滑に履行している。</p> <p>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6.4.17	令和6年度HIV検査・相談事業運営業務	社会福祉法人はばたき福祉事業団	8,732,595	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において都道府県は、保健所における無料匿名のHIV検査・相談の実施が求められており、利便性の高い場所や夜間休日等の時間帯へ配慮することが重要とされている。上記を踏まえ本業務は、場所の利便性を考慮した各保健センターにおける平日検査、時間帯の利便性を考慮した夜間・休日検査と並行して行うものであり、匿名性の高さを確保した検査体制を特色としている。このため、本業務においては、会場内で受検者同士が顔を合わせることをしないよう検査運営が可能な検査場所の確保、検査業務に精通した医師・看護師・カウンセラー等の人員の配置、HIV検査の結果に応じたカウンセリングやHIV診療拠点病院をはじめとする医療機関との連携体制の確保、の3点を確実に満たしたうえで実施されることを要する。</p> <p>社会福祉法人はばたき福祉事業団は、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験や技能があり、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築し、医療との円滑な連携を図ることができる。また、当該法人は、受付から検査終了後の退室まで、一貫して高い匿名性を確保するための構造を有した検査場所を確保しており、本業務における上記の要件をすべて満たす市内唯一の法人と考えられる。</p> <p>以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6.4.24	令和6年度HIV検査・相談事業運営業務	社会福祉法人はばたき福祉事業団	8,732,595	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	<p>厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において都道府県は、保健所における無料匿名のHIV検査・相談の実施が求められており、利便性の高い場所や夜間休日等の時間帯へ配慮することが重要とされている。上記を踏まえ本業務は、場所の利便性を考慮した各保健センターにおける平日検査、時間帯の利便性を考慮した夜間・休日検査と並行して行うものであり、匿名性の高さを確保した検査体制を特色としている。このため、本業務においては、会場内で受検者同士が顔を合わせることをしないよう検査運営が可能な検査場所の確保、検査業務に精通した医師・看護師・カウンセラー等の人員の配置、HIV検査の結果に応じたカウンセリングやHIV診療拠点病院をはじめとする医療機関との連携体制の確保、の3点を確実に満たしたうえで実施されることを要する。</p> <p>社会福祉法人はばたき福祉事業団は、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験や技能があり、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築し、医療との円滑な連携を図ることができる。また、当該法人は、受付から検査終了後の退室まで、一貫して高い匿名性を確保するための構造を有した検査場所を確保しており、本業務における上記の要件をすべて満たす市内唯一の法人と考えられる。</p> <p>以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6.4.24	新型コロナウイルスワクチンの6、7回目接種の副本登録対応に伴う母子保健情報システム改修業務	日本コンピューター株式会社東京営業所	2,200,000	R6.4.1	R6.4.1 ~ R6.10.31	<p>母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「we1mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は、同社が保有している。</p> <p>このため、同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。</p> <p>よって、本システムの改修を実施できるのは、同社以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 保健所感染症総合対策課 011-211-8189

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 4. 24	令和6年度生活衛生情報管理システム更新業務	株式会社ネクス	18,986,000	R6. 4. 15	R6. 4. 15 ~ R7. 3. 31	本業務は、保健所や保健センター等で使用する生活衛生情報管理システムを継続して使用するためのシステム改修を行うものであり、履行に当たっては、同システムの構成や環境条件に係る十分な知識を有し、不具合等に対して迅速かつ適切に対処できることが不可欠である。 当該事業者は、同システムの開発、改修及び過去の保守管理業務を受託し、同システムの構成や環境条件等を熟知しており、本業務の履行に必要な要件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためには同システムに係る情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数事業者へこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はおらず、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保健所食の安全推進課 011-622-5170
R6. 4. 17	令和6年度札幌市結婚支援マッチングシステム運用保守業務	株式会社愛媛電算	3,031,810	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	札幌市結婚支援マッチングシステムは、選定業者のバックアップシステムをカスタマイズする形で開発を行っており、運用保守をするに当たっては、バックアップ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握している選定業者の他に保守を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子ども育. 子ども企画課 011-211-2982
R6. 4. 17	令和6年度札幌市オンライン結婚支援センター運営業務	タメニー株式会社	20,708,770	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	本業務は、企画力等が必要な業務であるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を決定することが適当である。若者出合い創出事業企画競争実施委員会運営要綱に基づき開催した第2回若者出合い創出事業企画競争実施委員会において、審査の結果、タメニー株式会社が490点となり、最低基準点(420点)以上、かつ総合点の最も高い者となったことから契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子ども育. 子ども企画課 011-211-2982
R6. 4. 17	令和6年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	4,415,400	R6. 4. 5	R6. 4. 5 ~ R7. 3. 31	本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 (公財)札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門的知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。 また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。 管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通して、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。 担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。 当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R6. 4. 17	令和6年度札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	93,830,000	R6. 4. 5	R6. 4. 5 ~ R7. 3. 31	本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子ども体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされるジュニアリーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子ども等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間延べ210回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 当該団体は、長年にわたる本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきたこと、また、全区において、さまざまな地域団体(子ども会、町内会、教育機関や地域企業等)及びボランティア(育成者、リーダー養成研修卒業生等)との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。 当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約としたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 4. 24	令和6年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	4,415,400	R6. 4. 5	R6. 4. 5 ~ R7. 3. 31	<p>本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 <p>(公財)札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門的知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。</p> <p>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。</p> <p>管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となろうる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通じて、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。</p> <p>担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。</p> <p>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R6. 4. 10	ワーキング・マタニティスクール(勤労妊婦を対象とする母親教室)	公益財団法人母子衛生研究会	2,190,999	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>本事業の委託にあたっては、下記の条件を最低限満たしていることを要件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行および企画においては、国の動向等を含めた母子保健に関する最新かつ正確な情報を選別したうえで、教室に盛り込むべき内容の吟味を要する。そのため、一般的な講習等とは異なり、母子保健及び就労女性の母性健康管理に係る専門性の高さが確保されていること。 ・企画の意図が教室参加者へ正しく、具体的に伝えられるよう、適格な講師の選定及び複数回の教室実施において確実な講師の確保までを一貫して行う能力を要する。 ・マタニティ教室を含む母子保健事業は、営利目的や民間療法等を推奨する専門職の指導など偏った価値観の講師派遣等が調整されないことが必要である。そのため、公平性が確保され、根拠に基づいた指導を行うことができなければならない。 ・当市の母子保健が目指す理念に則った情報を正確に理解する団体であること <p>当該団体は、上記条件について次にあげる事項を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健に係る専門職である医師(小児科、産科、精神科等)、看護師職を含む専門職を評議員および理事としており、事業執行にあたっては、役員の承認を得て、高い専門性かつ医学的根拠に基づいた体系的な事業構築が可能である。 ・母性、小児及び家族の保健に関する広報普及を主たる事業の一つに掲げ、母性の保護に係る講座、教室の開催実績が群を抜いて豊富であり、講師を担う歯科衛生士、管理栄養士等の各専門職種とのネットワークを確立しており、適格な講師の選定と確保に関する能力と実績も有する法人である。 ・本事業の前提となる公平性が客観的に担保された団体という点においては、公益財団法人格を有している。 ・本市の母子保健の理念に則った事業を独自事業においても実施している団体である。 <p>以上より、当該団体が本事業に必要な条件のすべてを満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2785
R6. 4. 24	令和6年度札幌SDGs先進企業認証制度設計・運営及び札幌SDGs企業登録制度運営業務	株式会社エックス都市研究所	18,359,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>本業務は、SDGs経営の普及啓発やSDGsに取り組む企業の取組の解析、SDGsに係る取組を深化させるための場の提供といった高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 産業振興部経済企画課 011-211-2352
R6. 4. 17	令和6年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務	札幌市商店街振興組合連合会	17,974,999	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めています。</p> <p>これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。</p> <p>札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立(法人化)以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点としての社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施するなど、社会的・公共的役割を担う団体です。</p> <p>同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和5年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。</p> <p>以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の委託先として選定いたします。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 商業・経営支援課 011-211-2372

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6. 4. 24	令和6年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務	札幌市商店街振興組合連合会	17,974,999	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めています。</p> <p>これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。</p> <p>札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立(法人化)以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。</p> <p>同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和5年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。</p> <p>以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の委託先として選定いたします。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 商業・経営支援課 011-211-2372
R6. 4. 17	令和6年度Sapporo City Wi-Fi運用業務	東日本電信電話株式会社	13,321,000	R6. 3. 31	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	<p>Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。</p> <p>当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。</p> <p>以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376
R6. 5. 15	市場財務会計システム改修業務(Windows11対応ほか)	株式会社ルーセントスクエア	20,790,000	R6. 4. 30	R6. 4. 30 ~ R7. 3. 31	<p>本業務は、Windows OS製品である「Windows10」が令和7年10月にサポート終了することに伴い、後継の「Windows11」をOS製品とするパソコンにおいても、当部の財務会計システムが支障なく稼働するための改修を行うものである。</p> <p>当部の財務会計システムは、企業会計業務に対応するため、独自の機能を備えており、本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム独自のプログラムに精通している必要がある。</p> <p>左記の事業者は、本システムの開発者であり、保守業務を一貫して行ってきたことから、本システムのプログラムに精通しており、これまで培ったノウハウを活用して本業務を確実かつ円滑に実施できる唯一の事業者である。</p> <p>以上のことから、本業務の調達については、左記の事業者を特定して選定するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R6. 4. 24	ゆめ広場日常管理業務	東米里町内会	1,125,300	R6. 4. 19	R6. 4. 19 ~ R6. 10. 31	<p>「ゆめ広場」は、山本処理場及び白石清掃工場が稼働する東米里地区において、本市清掃事業に対する市民理解を深めるため、地元との協議のうえ設置した施設である。当施設の管理を、常時対応可能な地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な運営が図られる。左記選定業者は本市の入札参加資格者ではないものの、以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922
R6. 4. 24	令和6年度道路台帳図地番図データ整備等業務	株式会社ティー・ユー・シー	3,025,000	R6. 4. 5	R6. 4. 5 ~ R6. 4. 23	<p>本業務は、財政局において作成している地番図を基に、道路台帳図補正業務の基礎となる道路台帳図用の地番図データを更新するものである。</p> <p>当該補正は、道路法施行規則第4条の2第5項の規定により速やかに行う必要があるため、本業務も当該補正業務の発注に合わせた4月下旬までの期限を設定しなければならない。</p> <p>(株)ティー・ユー・シーは、財政局が運用している地番図の作成において、システム開発から携わっているほか、現在もデータ更新業務による成果品の検査及び構造化業務を受託(特命随契約)しており、地番図データに深く精通していることから本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有する唯一の業者である。よって同社を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 総務部道路設定課 011-211-2457
R6. 4. 24	公共土木積算システム保守運用業務その1	株式会社コンピュータ・システム研究所	1,714,680	R6. 4. 9	R6. 4. 9 ~ R7. 3. 31	<p>「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、建設局土木部所管の工事発注において積算ミス防止するための確認作業に活用している。</p> <p>当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.4.24	清田区清田中央地区地下水位低下検討業務	株式会社復建技術コンサルタント	34,100,000	R6.4.15	R6.4.15 ~ R6.11.29	<p>本業務は、令和5年度に実施した清田区清田中央地区地下水位低下支援業務において判断した、地下水位低下困難箇所における追加対策を検討する業務である。</p> <p>令和5年度に実施した地下水位低下支援業務により、地下水位の一部高止まりが確認されており、地震時における液状化等の再度災害の恐れがあるため、早期の対策の検討が必要である。</p> <p>当該地区の地下水位低下事業については、令和2年度に実施した調査及び設計業務において、三次元モデルを構築し、浸透流解析をもって敷設する暗渠管の配置や深度を決定した。地下水位高止まりの原因は令和5年度の業務において、一部箇所の土質の透水性が影響していることが判明しており、追加対策を検討するうえでも、令和2年度の業務で作成したモデルの一部修正を実施し、早期(令和6年度8月まで)に追加対策を検討する必要がある。また、当該地区は火山灰質土により盛土造成されており、透水性が低い特殊土であることから、過年度業務の各種調査より得られた、地下水位の高止まりの原因や当該地区の土質、地下水の特性を熟知しているとともに、地下水位低下に係る専門知識と経験が不可欠である。</p> <p>以上のことから、早期且つ確実に履行期間内に業務を遂行するためには、令和2年度に調査及び設計業務、令和5年度に地下水位低下業務を受託し、当該地区における地盤の形状や対策工の設計思想、三次元モデルを熟知していることに加え、本市の里塚地区や美しが丘地区ほか、東日本大震災(仙台市、千葉市)や熊本地震(益城町)などで地下水位低下などの対策工を検討し専門知識と経験が豊富であり、本業務を適切に実施できる唯一の業者である左記業者を選定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R6.5.8	街路灯・標識管理システム保守業務	株式会社サンコー	4,620,000	R6.4.24	R6.4.24 ~ R7.3.31	<p>「街路灯管理システム」及び「標識管理システム」は、株式会社サンコーが設計及び製作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に行うことが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R6.4.10	不動産の表示に関する登記等委託業務(単備契約)	公益社団法人札幌公共囀託登記士地家屋調査士協会	97,000,000	R6.4.3	R6.4.3 ~ R7.3.31	<p>当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要となる測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならないため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、遅滞無く迅速な対応が必要である。</p> <p>公益社団法人札幌公共囀託登記士地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部管理測量課 011-211-2562
R6.4.24	令和6年度 大通公園のあり方検討業務	株式会社日建設計	27,500,000	R6.4.5	R6.4.5 ~ R7.3.28	<p>本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、企画競争実施委員会が選定された左記事業者を相手方とする随意契約(特命)とすることが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	左) みどりの推進課 011-211-2533
R6.5.8	豊平峡ダムサイト園地維持管理業務	株式会社札幌リゾート開発公社	1,903,000	R6.4.22	R6.4.22 ~ R6.11.20	<p>本業務は豊平峡ダムサイト園地内施設の維持管理を行う業務であり、令和5年度まで定山溪ダム下流園地の維持管理業務(以下、定山溪ダム業務とする)と共にダム園地等総合維持管理業務として業務の発注を行っていた。</p> <p>定山溪ダム業務には定山溪ダム資料館の維持管理が含まれており、受託者が常駐し不測の事態に速やかな対応をしていたが、豊平峡ダムサイトに常駐する施設が無く、当該園地には清掃作業等の限られた時間にしか受託者が居ないことから、予期せぬ施設の不具合等が生じた際、対応に時間を要することになってしまう等、市民サービス面での課題を抱えていた。</p> <p>豊平峡ダムでは札幌リゾート開発公社が電気バス事業を展開しており、職員が多数常駐しているため、常に当該園地に目を配る体制が整っていることにより、不測の事態が発生した際、迅速な対応をとることができる。また、来園者からの問い合わせ等があった際、豊平峡ダム周辺の情報に精通している職員が対応できるため、市民サービスの向上につながる。</p> <p>以上のことから、本業務をダム園地等総合維持管理業務から切り離し、札幌リゾート開発公社を相手方とすることが、柔軟かつ確実に実施できる唯一の手段と判断されるため、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うこととした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) みどりの推進課 011-211-2533
R6.5.15	丘田西公園人工芝サッカー場管理運営補助業務	株式会社四宮造園	1,039,500	R6.4.23	R6.4.23 ~ R6.11.3	<p>本業務は、令和5年度から供用開始した丘田西公園の人工芝サッカー場の門扉の施錠開錠と利用状況の確認を行うものである。門扉の開閉に加え、管理者が通常不となる早朝や夕刻の時間帯に、予約状況を把握し施設利用区分に合致した利用がなされているかを確認し指導するものであるため、当該公園の指定管理者に選定された代表者が常駐しており、その者が実施することが、施設の管理運営を円滑に行うために必須であると考えられる。</p> <p>なお、本業務は、指定管理者の選定後に施設の区分や料金等の取扱いの変更があったため必要となる業務であり、指定管理者公募時の仕様には含まれることができなかったものである。</p> <p>上記理由により、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) みどりの推進課 011-211-2533
R6.5.15	モエレ沼公園海の噴水試運転調整業務	株式会社ドゥサイエンス	1,430,000	R6.4.26	R6.4.26 ~ R6.5.31	<p>本業務はモエレ沼公園海の噴水の試運転調整を行う業務であるが、モエレ沼公園の海の噴水を稼働するにあたっては、噴水の故障の主要因の一つと考えられるエアバルブの開閉時間を調整する必要がある。この調整にあたっては制御装置のプログラムの書き換えが必要であるが、当該プログラムは様々な機器の動作と連動しているため、受託業者はシステム全体の構築内容を熟知していることが要件となる。</p> <p>上記選定事業者は「モエレ沼公園海の噴水制御システム調査等業務」の受託者であり、当該調査業務を通じて、海の噴水のプログラムの内容を熟知しているため、本業務実施において円滑な試運転調整を行うことができる唯一の業者である。</p> <p>以上のことから、本業務を確実に実施できる唯一の事業者と判断され、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うこととした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) みどりの推進課 011-211-2533

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.4.17	排水機場等河川管理施設総括監理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	4,277,900	R6.4.2	R6.4.2 ~ R7.3.31	札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌市下水道資源公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補充・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R6.5.1	新川水再生プラザ開渠用電磁流量計点検業務	アルファテックノス株式会社	1,298,000	R6.4.18	R6.4.18 ~ R7.3.31	本件は、(株)ソニックが設計及び製造した開渠用電磁流量計検出部の清掃及び変換器の校正などを行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造業者固有の技術及び知識が必要であり、製造業者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあるため、製造業者が指定する保守会社以外では適正な履行が見込めない業務である。 したがって、履行可能者は製造業者が指定する左記業者に限定されるため、特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R6.5.1	令和6年度市営住宅保全業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	278,358,839	R6.4.23	R6.4.23 ~ R7.3.14	本業務の対象となる工事等は、本市が発注する公共事業の性格を持っていることから、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に則り、以下の1から3の条件を厳格に守る必要がある。 1 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有すること。 2 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 3 発注関係事務を公正に行うことができること。 公社に当てはめて検討すると、公社は 1 昭和52年の設立以降、一貫して市営住宅や学校などの修繕や管理に携わり、火災住戸をはじめとした規模の大きい修繕業務についても受託してきた。 2 市営住宅入居者・自治会との連絡調整の経験や本市から受託している市有建築物の保守業務により、市営住宅の保全を行っていくうえで必要なノウハウの蓄積ができており、法令の遵守及び秘密保持の体制も十分に整備されていることから、円滑な業務の遂行が可能である。 3 公社は本市の出資団体(出資割合50%)であり、談合等の防止に関して、「入札談合等関与行為防止法」に基づく刑事罰が適用されるため、談合等に対する抑止力・牽制力が期待できる。(民間事業者は刑事罰が適用されない) 以上から、公社は、本業務を公正かつ効率的に行うことができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 市街地整備部住宅課 011-211-2807
R6.4.17	市有建築物保全業務	一般財団法人 札幌市住宅管理公社	1,091,754,620	R6.4.5	R6.4.5 ~ R7.3.31	(一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R6.4.24	市有建築物保全業務	一般財団法人 札幌市住宅管理公社	1,091,754,620	R6.4.5	R6.4.5 ~ R7.3.31	(一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R6.4.17	回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の定期耐空検査等に係る整備業務	東邦航空株式会社	140,250,000	R6.2.26	R6.2.26 ~ R6.11.29	札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者で、本整備業務が履行可能な3者に確認したところ、当局が指定する期間内に履行可能な業者が、東邦航空株式会社の1者のみである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R6.4.17	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,189,812	R6.4.3	R6.4.8 ~ R6.11.29	臨時的かつ短期的な就業又はその他他易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R6.4.24	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,189,812	R6.4.3	R6.4.8 ~ R6.11.29	臨時的かつ短期的な就業又はその他他易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.5.1	東区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,427,536	R6.4.5	R6.4.8 ~ R6.11.30	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
R6.4.17	白石区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	14,414,856	R6.4.8	R6.4.8 ~ R6.11.21	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	白) 土木部維持管理課 011-864-8125
R6.4.17	豊平区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,274,880	R6.4.11	R6.4.15 ~ R6.11.13	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R6.4.17	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,027,216	R6.4.11	R6.4.15 ~ R6.11.22	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R6.5.1	選挙人情報管理システム運用方法の検討業務	株式会社日立製作所	11,887,700	R6.4.24	R6.4.24 ~ R6.9.30	全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、基幹20業務について、国が示す標準仕様に基づいたシステム（以下、「標準準拠システム」という。）へ移行を行う必要があり、本市の選挙人名簿管理業務については、当該事業者が提供する標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めているところである。 本業務は、令和5年度に当該事業者が実施したFit&Gap分析業務の結果に基づき、当該事業者が提供する標準準拠システムを用いた運用方法の検討を行うものである。 以上より、本業務を履行できるのは、現行システムの開発業者であり、また、Fit&Gap分析業務の結果を熟知している当該事業者を除いて他にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、当該事業者を特定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247